

EPA(経済連携協定)活用支援セミナー ～ 酒類編 ～

海外での日本食の流行で脚光を浴びている日本酒や焼酎。これら酒類も、協定締結国との間で定められた基準を満たしていることを証明することで、通常より低い税率を適用しコストを削減できる等のメリットがあります。
今回のセミナーでは、「酒類の輸出」に限定した特定原産地証明書取得のための手続き方法についてわかりやすく説明します。ビジネス拡大の一助として、この機会にぜひご参加ください。

EPA発効国

シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、アセアン、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、オーストラリア

開催概要

日時	平成 27 年 11 月 6 日 (金) 14:00～17:00 (受付開始 13:30)		
場所	福岡商工会議所 5階 501会議室 (博多区博多駅前2-9-28)		
対象	酒類メーカー、ならびに酒類を海外に輸出している方、輸出予定の方		
定員	50名 (先着順)	受講料	無料
講師	日本商工会議所 東京事務所 所長 加藤和夫氏		

内容

- | | |
|---|---|
| <p>1.EPAの概要と原産地規則の概要について</p> <p>(1) EPAとは</p> <p>(2) 原産地規則とは</p> <p>2.原産品の判定手続きについて (日本酒編)</p> <p>(1) 原産地規則の確認方法について</p> <p>(2) 典拠資料の作成について</p> | <p>3.原産品の判定手続きについて (焼酎編)</p> <p>(1) 原産地規則の確認方法について</p> <p>(2) 典拠資料の作成方法について</p> <p>4.特定原産地証明書の発給申請手続きについて</p> <p>(1) 判定依頼について</p> <p>(2) 発給申請から取得まで</p> <p>(3) 発給申請内容の修正方法・手続きについて</p> <p>(4) 同意通知書入力について</p> |
|---|---|

お申込方法

下記参加申込書に必要事項をご記入の上、FAXにてお申込ください。
当所ホームページからもお申込みいただけます。http://www.fukunet.or.jp/

※「受付連絡」や「受講票の発行」はいたしません。当日は受付にお名刺か申込書控をお出しください。

<受講申込書>

申込先/FAX：092-411-1600

フリガナ		会員	・会員
会社名			・一般
事業所住所		業種	
TEL		FAX	
お名前		お役職	
お名前		お役職	

※ご記入頂きました情報は、本事業の実施に関する事項及び当所からの情報提供にのみ利用させていただきます。

お問合せ先：福岡商工会議所 会員サービス本部 (原産地証明担当) TEL:092-441-1114